液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保安業務区分） **第二十九条**　法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。 保安業務区分の名称 ／ 保安業務の内容 一～三　［略］ ／ ［略］ 四　定期消費設備調査 ／ 第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第三号並びに第四号に掲げる事項に係る調査を行う業務 五～七　［略］ ／ ［略］	（保安業務区分） **第二十九条**　法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。 保安業務区分の名称 ／ 保安業務の内容 一～三　［略］ ／ ［略］ 四　定期消費設備調査 ／ 第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第二号並びに第三号に掲げる事項に係る調査を行う業務 五～七　［略］ ／ ［略］
（充てん設備の保安検査） **第八十一条**　［略］ 2　前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査）を受けた日から一年を経過した日（以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内に法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けた場合にあっては、基準日において当該検査を受けたものとみなす。 3　法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けようとする者は、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査）を受けた日（前項の規定により保安検査を受けたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（休止充てん設備にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 4　［略］ （協会等が行う保安検査の申請等） **第八十二条**　前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第三項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。	（充てん設備の保安検査） **第八十一条**　［略］ ［新設］ 2　前項の保安検査を受けようとする者は、第六十八条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により充てん設備完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（休止充てん設備にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 3　［略］ （協会等が行う保安検査の申請等） **第八十二条**　前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第二項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。